

裁判所に持ち込めないものの代表例

銃器, 刃物等の凶器, 爆発物その他の危険物

【例】

- ・けん銃, 小銃, 猟銃 (模造物を含む。)
- ・ナイフ, 包丁, 日本刀, カッター, はさみ, ペーパーナイフ, カミソリ
- ・きり, せんまい通し, アイスピック
- ・ヌンチャク, スタンガン, 警棒, 催涙スプレー, 木刀
- ・ガスボンベ, スプレー缶, 火薬類

※法令違反の疑いがある場合には, 警察に通報します。

写真機, 録音機その他これらに類する物

【例】

- ・デジタルカメラ, ビデオカメラ, ICレコーダー

※これらのものは, 裁判所の敷地, 庁舎内では使用できず, 原則として持ち込むことはできません。

ただし, かばんや収納ケースにしまっただけであれば, 持ち込むことができます (撮影機能や録音・録画機能の付いたスマートフォン等は, それらの機能を使用しないことを前提に持ち込むことができます。)

※以上のほか, 旗, のぼり, プラカード, 拡声器等の持込み及びはちまき, ゼッケン, 腕章等を着用しての入庁もできません。